

**Smiths Heimann GmbH（日本支店）の IONSCAN 500DT は
文部科学省より表示付認証機器の「設計認証」を取得しました。**

設計認証について

IMS 機器には低レベルの放射性同位元素が内蔵されているため、『放射線障害防止法』の管理下で使用しなければなりませんでした。

しかし、平成17年6月1日より施行された『改正放射線障害防止法』により、低レベルの放射性同位元素装備機器については「設計認証」を受けることが可能となりました。

Smiths Heimann GmbH では、IONSCAN 500DT に対し「設計認証」を取得しました。

従い、当該製品は「表示付認証機器」となり、ユーザーは簡単な届出だけで使用することが可能となります。

「表示付認証機器」は以前のように厚生労働省管轄の労働基準監督署への届出は不要となります。

| 設計認証機器・非認証機器との相違点 | | |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| 種類 | 非認証機器 | 設計認証機器 |
| 文部科学省への届出 | 通常の「使用届出」の提出 (使用場所、使用機器の詳細 図面を提出する必要あり) | 「表示付認証機器」 使用届出の提出 (A4用紙1枚に記入のみ) |
| 使用の基準 | 通常基準を適用 | 免除 |
| 保管の基準 | 通常基準を適用 | 免除 |
| 運搬の基準 | 通常基準を適用 | 免除 |
| 測定・教育訓練などの義務 | 有 | 免除 |
| 放射線障害予防規定の義務 | 有 | 免除 |
| 第3種放射線取扱主任者 | 要 | 不要 |
| 労働基準監督署への届出 | 要 | 不要 |